

議案第14号

令和7年度使用小中学校特別支援学級教科用図書の採択について

令和7年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、次のとおり提案する。

令和6年8月22日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場一也

1 提案理由

令和7年度に東広島市立小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について、教育委員会において採択を行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(5) －略－

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(7)～(19) －略－

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（－略－）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（－略－）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1)～(6) －略－

(7) 教科用図書の採択に関すること。

(8)～(14) －略－